

令和6年第4回定例会（会議録）

開催日	令和6年4月19日（金）
開催場所	あま市役所 2階 A2A3会議室
開催時間	午後2時00分 ～ 午後4時00分
出席委員	溝口正己、小笠原英司、笹野奈津子、吉川孝子、近藤真司
欠席委員	なし
出席者	教育長 他事務局職員8名
傍聴人	0人
議事日程	<p>日程第1 教育長開会のあいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p style="padding-left: 2em;">議案第27号 あま市小中学校ICT化推進業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱の新設について</p> <p style="padding-left: 2em;">議案第28号 教育支援室の入室について（非公開）</p> <p style="padding-left: 2em;">議案第29号 後援申請について</p> <p>日程第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度あま市学校運営協議会委員の任命について（報告） ・あま市社会教育委員の委嘱について（報告） ・あま市文化財保護審議会委員の委嘱について（報告） ・あま市スポーツ推進委員の委嘱について（報告） ・令和6年3月議会（一般質問）について（報告） ・あま市小中学校あり方課題別検討委員会（スクールソーシャルワーク）報告書について（報告） ・第3次あま市子ども読書活動推進計画について（報告） ・あま市文化財保存活用地域計画（案）について（報告） ・令和6年度食物アレルギー対応に伴う給食費の減額について（報告） ・区域外就学申請について（報告）（非公開） ・令和6年度各種名簿及び予定表等について（報告）（非公開） ・あま市内教職員人事案件について（報告）（非公開） ・生徒指導（令和6年3月）について（報告）（非公開）

発 言 者	議 事 の 大 要
	【開会時刻：午後2時00分】
教 育 長	(開会宣言)
教 育 長	日程1、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教 育 長	日程2、前回会議録の承認
教 育 長	前回の会議録を承認願います。
委 員 全 員	(会議録に署名)
教 育 長	日程2、教育長の経過を報告する。
	(令和6年3月16日～令和6年3月31日の経過を報告)
	市教育委員会関係 2回
	教育長用務 1回
	教育総務課事業 1回
	学校教育課事業 2回
	生涯学習課事業 4回
	スポーツ課事業 5回
	市行事 8回
	市議会関係 1回
	(令和6年4月1日～令和6年4月19日の経過を報告)
	市教育委員会関係 3回
	教育長用務 3回
	教育総務課事業 0回
	学校教育課事業 4回
	生涯学習課事業 2回
	スポーツ課事業 3回
	市行事 3回
	市議会関係 1回
	今後の予定
教 育 長	(質疑等を許可)

委員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程 4、議案 2 件公開 1 件非公開
教 育 長	議案第 27 号「あま市小中学校 ICT 化推進業務公募型プロポーザル 審査委員会設置要綱の新設について」
教育総務課長	趣旨は、あま市小中学校 ICT 化推進業務に係る受託候補者の選定 を公平に行うため、あま市小中学校 ICT 化推進業務公募型プロポー ザル審査委員会を設置するものです。
	内容は、所掌事務として①「実施要領の確認」②「審査方法及び評 価基準の決定」③「企画提案書の審査及び受託候補者の決定」④「そ の他必要な事項」の事務を行います。
	委員については、①「教育長」(委員長)②「教育部長」③「教育総 務課長」④「学校教育課主幹兼指導主事」⑤「あま市立小中学校校長 会代表者」⑥「あま市立小中学校教頭会代表者」⑦「あま市立小学校 教務主任代表者」⑧「あま市立中学校教務主任代表者」⑨「あま市立 小中学校養護教諭代表者」です。
	会議については、①「委員長及び委員の過半数の出席」②「議事は、 出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する」③「会 議は非公開」とします。
	施行期日は、告示の日から施行します。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	ICT 化推進業務とは何でしょうか。
教育総務課長	統合型校務支援システム、教職員用の端末及びサーバの更改を行う ものになります。
委 員	ICT 化推進業務というのは、児童生徒が使用するものは関係しま すか。
教育総務課長	主に教職員用のものですが、一部追加機能として、児童生徒が使用 している iPad にクラウドフィルタリングを導入いたします。
委 員	一般教員を委員として選定をしないのですか。

教育総務課長	教職員代表として教務主任を選定しております。
委員	教務主任は四役であり役職があるため、実際に使用する一般の教員の方の意見があった方が良いのではないかと思います。
教育長	教務主任は役員ではありますが、教諭でもありますので、校務支援システムをよく使用します。教務主任が教諭を代表して発言することができると考えています。
委員	実際に使用する期間はいつからですか。
教育総務課長	本稼働は、令和7年9月からになります。
委員	現在の校務支援システムは以前から使用しているのでしょうか。
教育総務課長	令和7年8月末で5年間の長期継続契約が満了となります。 校務支援システムそのものは、あま市合併以前から使用しており、 現行のシステムは記録を付けておりませんが、市政後同じものを使用 していると聞いています。
委員	以前の契約をする際は、随意契約だったのでしょうか。
教育総務課長	以前は、指名競争入札で契約相手を決定しております。
委員	ICT化推進業務は、プロポーザルを実施するのは初めてですか。
教育総務課長	今回が初めてになります。
委員	今回、プロポーザルを実施する理由はありますか。
教育総務課長	教職員から現在のシステム等に不満の声などが上がっており、金額 以外に選定基準を設けて、教職員の意見を取り入れてほしいとの要望 も出ていることから、教職員の意見を取り入れつつ受託候補者の選定 を公平に行うために、今回はプロポーザルとしました。
委員	あま市を始め、愛知県内はかなり以前から校務支援システムが導入 されていますが、他市町村からあま市に異動してきた教職員が、いま までと全然違うシステムで、大変使いにくいと不満を漏らすことがあり ました。
委員	養護教諭は、海部地区全体で様々なネットワークがあり、教職員よ りも他市の状況に明るい場合が多くあります。養護教諭の委員が1名 ですが、小学校と中学校で各1人にすることは出来ませんか。

教育総務課長	委員に意見を集約していただき実施していこうと考えております。
委員	人選は決まっているのか。
教育総務課長	人選はまだしておりません。
委員	可能であれば、養護教諭は小中学校で各1人ずついると良いと思います。もし、1人しか配置できないのであれば委員の養護教諭からあま市内小中学校の養護教諭に伝わるようにしていただきたいと思
	います。要は養護教諭の意見を集約した上で委員が意見を言えるように出来れば良いなと思います。
教育総務課長	対応できるようにしていきたいと思
	います。人数の取り決めが特にありませんので、別表（第3条関係）に「あま市立小中学校養護教諭代表者」というところで2人選定する選択肢もありますので、配慮で
	きるように検討させていただきます。
委員	1人だけだと意見が言いづらいと思
	います。2人いれば相談しながら意見が言いやすいと思
委員	います。そもそも、校務支援システムにはどのような機能があるのか。
教育総務課長	教職員が使用する成績管理、在籍管理、出席管理や健康管理を統合型校務支援システムと呼んでおり、全国では4社ほどで寡占されてい
	ます。
	契約に当たり、入札等をすると落札業者についているシステムが導
	入されます。
委員	県教委がシステムを提供しておりますが、海部津島では使用してい
	ないのでしょうか。
教育総務課長	県教委の人事に関するシステムについては、専用の端末が職員室に
	1台あり、学校事務が使用しております。それとは別に市財務会計シ
	ステム専用端末も職員室に1台あり、支出処理等を行っております。
	それとは別に、今回の教職員が成績管理、出席や健康管理等を行うシ
	ステムが各教職員のデスクにあるものです。
委員	県のシステムにも成績管理等導入されていたかと思
	います。
教育総務課長	県教委のシステムは、各校1台配置されているところですが、成績

	や学籍管理機能のものではなく、人事・給与関係システムや手当・出張旅費・掲示板等情報共有システムであると理解しています。
委員	事務協で、校務支援システムを海部地区で統一できないか議題として取り上げ、議論はしたことがありますか。
教育総務課長	話しが出ないこともありませんが、契約方法も各市で異なります。また、導入時期もずれているため統一することは難しいのが現状です。
委員	少しでも話がされたという認識でよろしいでしょうか。
教育総務課長	今、お話しできるのは、当時の指導主事が話をしたかどうか不明ですが、難しいとの回答がありました。
委員	毎年、事務協でも情報交換等のテーマ提出があるため実施してもらってもいいのかと思います。
教育総務課長	もし、一緒にできれば使用する教職員にとっては非常に良いと思いますが、一つのシステムを選定する際、契約部署への説明が難しい部分もあります。
委員	事務協で「海部津島は、人事も一緒のため検討できないか」と提出してみてください。
教育長	教育総務課長が述べたように契約方法、実施時期また市側の考えが異なりますが一度提出してみたいと思います。
教育総務課長	時期を揃えるのは難しいため、システムをどこのメーカーを使用するのか、海部津島で統一するということが検討できればと思います。
教育長	教育関係のシステムを市で選定している自治体と教育部署で選定する自治体とで、違ってくることもあると思います。
教育長	情報交換の1つのテーマとして良いと思っております。また、システムが統一になった方が良いとも思っております。
委員	教職員からは、要望を聞いたことがあります。
教育長	教職員の皆さんは、そう思っています。
	市側から言えば、東尾張だと市ごとで人事を行っている。海部津島は7市町村が合同でやっているという違いがあります。

委員	あま市だけ人事で独立してはどうかと提案したことはありますか。
教育長	あま市だけで人事を行えば、システムの違いの問題は起きないと思います。
委員	海部津島で事務協議会を作り、加盟しているからシステムの違いが問題になる。三河だと事務協に加盟していると、せっかく新採で入った方を一生懸命研修して市町村に合うように教育してきたのに数年経つと他市に引き抜かれてしまうと文句が出ます。海部津島は、他市にどんどん引き抜かれています。
教育長	ご指摘いただきました件について、時期は揃えるのは難しいと思いますが、システム統一を図れないか声をかけていきたいと思えます。
委員	概要では「あま市立中学校教務主任」ですが、別表（第3条中）では、「あま市立中学校校務主任」となっております。説明では小学校と中学校の教務主任でしたが、どちらが正しいでしょうか。
教育総務課長	別表が誤っております。正しくは「あま市立中学校教務主任」となります。お詫びして訂正いたします。
教育長	他にご質問はありますか。
委員全員	(質疑なし)
教育長	認否はいかがか。
委員全員	(協議)
教育長	原案のとおり承認としてよろしいか。
委員全員	(異議なし)
教育長	承認とします。
教育長	議案第29号「後援申請について」
教育総務課長	①「ロボット製作無料体験会」(ヒューマンアカデミー株式会社 児童教育事業部 名古屋事務局)
	事業目的は、ブロックキットやタブレットを使用し、ロボット製作する事で、プログラミング的思考力・空間認識力を養う。無料体験居室を通して、お子様、親御様には集中力、論理的思考力、空間認識力を使った学びを体験頂き、講師には多様な属性のお子様への指導権健

	を積んでもらい、より充実した指導力にもつなげていきたいと考えております。体験会において営業活動などは一切行いません。後日勧誘の連絡も一切いたしません。教室内外も充分配慮して実施致しますとのことです。
	事業内容は、モーターの回転を利用した「クロールロボ」の作成です。また、仕組みを一人一人観察していただき、どの様な仕組みになっているのか、アウトプットし発表してもらい、観察力・論理的思考能力、プログラミング的思考を初めての方でも楽しく養える内容とのことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、教育上の見地から本市に在住又は在学する児童生徒に対して有意義なものであり、かつ、児童生徒が参加できる事業を実施したいためとのことです。
	開催期間は、令和6年6月1日から令和6年8月31日（2ヶ月間）です。
	開催場所は、美和文化会館、津島市生涯学習センターです。
	参加者は、市内学生で各回5人を予定しております。
	参加料は、無料です。
	当該企業からは、令和2年8月に「ロボット教室無料体験会」の後援申請があり、後援の目的が、体験会のチラシを学校に配布するためであること、体験会が営利目的の宣伝活動に結びつかないと言い切れないこと、開催場所に企業の運営する教室が含まれていることとの理由により、否認しております。
	他自治体については、津島市は令和2年から毎年承認しております。愛西市は令和2年の申請は否認しましたが、令和6年3月の申請は、否認する理由がないため5月2日開催の会議で承認する予定と聞いております。本市においては、令和4年7月以降、株式会社等の民間企業からの申請については、原則として承認しないこととしておりますが、事業の目的欄に「営業活動や後日勧誘は一切行いません。」との記載がございます。

	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	「営業活動や後日勧誘は一切行いません。」と記載してありますが、 企業としての催しに対する目的は何になりますか。
教育総務課長	申請書類からは、企業の実際の目的は読み取れない状況です。
委 員	良いようにとれば、目的に記載してある「講師には多様な属性のお 子様への指導経験を積んでもらいたい」かと思われます。ヒューマン アカデミーは専門学校みたいなところかと思ひます。その講師に 様々な子ども達の指導を経験してもらふためと、良いようにとれば解 釈できるかと思ひます。果たしてそれだけだろうかと疑問に思ひま す。企業としてかなりの費用を使うと思われます。参加者の支払いは ありませんか。
教育総務課長	参加料は無料のため、参加者の負担はありません。
委 員	ロボット製作のキット等は企業が出すわけです。費用がだいぶかか ると思われるため、営利団体としての企業であれば何か目的がないと やらないはずです。そこが本当に講師に経験をさせるためだけなのか 疑問が残ります。
委 員	株式会社の定款で目的をどこに該当させるのか。元々、株式会社だ から事業を営むと記載されている。定款ではなく、今は、株式会社で も社会貢献活動も背負っているからその一環で実施するのか確認は されてますでしょうか。
教育総務課長	申し訳ございません。その点は確認できておりません。
委 員	定款の目的には合致するのでしょうか。経営のことが記載されてい ると思われるのでどこで読み取るかと思ひます。株式会社の社会貢献 活動の一環で実施しているのであれば、そうかとも思ひます。しかし、 参加者が各回僅かであるため、あえて教育委員会の後援がいるのかと も思ひます。
教育総務課長	参加者人数は各回5人と記載されています。
委 員	何回実施されますか。

委 員	日程、開催場所は空欄になっているため不明なのではないでしょうか。
教 育 長	事務局としては、承認でも否認でも委員会のご判断にお任せしたいと考えております。営利団体である株式会社が主催であるものの、無料ということ、営業活動を一切行わないと記載がありましたのでご審議いただきました。
教 育 部 長	先回にこの企業が申請した時に、否認をしております。否認をした理由を見て、今度は違う申請表現で再度申請をしてくれております。
教育総務課長	そう推測されます。
委 員	後援しないと人が集まらないのでしょうか。関係がなければ後援しないで良いと思います。
教 育 部 長	会社としての実績で後援を取っているということなのではないでしょうか。
教育総務課長	信用は津島市や愛西市の他市からとれています。
委 員	ここ何年も議論しているように株式会社だから、何かしら営利につながるため「株式会社の後援申請をあま市教育委員会は一切受けません」とした方がいいのではないのでしょうか。だめでしょうか。
教 育 部 長	そこは、概ね良いと思います。言うタイミングで、先回の時にそれを言っていれば良かったと思います。
教育総務課長	議事録には、そのように謳ってあります。電子申請で申請される方については、全くダメとは表現しておりませんが、「株式会社等民間の主催者の場合には、却下となる可能性が高い」と注意書きがされています。今回は申請書と書類をセットにして、郵便で送付してきているので、注意する機会もありません。
委 員	僅か5人なので、事業を後援することによってあま市の教育や目的を達成されると思えないでどうでしょうか。
教 育 部 長	民間会社ということに関して、全部排除することはやはりできないのではないかと考えます。何々杯などのスポーツ課が主管しているスポーツイベントは、冠が多くは民間企業のカップ戦をやっておりますので、スポーツ課が困ってしまいます。

委 員	スポーツ課のものは、大抵、実行委員会組織を組んでいるのではないですか。
教 育 部 長	実行委員会としてやっておりますが、会社の名前がそのまま大会名になりますので難しいかなと思います。
委 員	何回も言いますが、本事業は、あえて教育委員会が後援をしなければいけないのでしょうか。5人集めるのに教育委員会の後援が必要というのは疑問が残ります。
委 員	先ほど例に上がったスポーツイベントであるカップ戦は、市内の会社です。ヒューマンアカデミーは、他市の会社であり、あま市とは関係がない会社であると言えます。それだけ、地元に着して、普段から貢献をしている企業なら受ける意味があると思います。会社自体があま市とどう関係があるのかも考えられるのではないのでしょうか。
教育総務課長	その部分も含めて、最終的には営利につながる可能性があるという結論しかありません。その前に、何を足すかというところで、今まで出していたことを連ねて回答するというところです。
委 員	企業が主催する今回と同じような無料体験会は、今まで営利に繋がる可能性が否定できないため、否認としてきた。認定するならば、他との違いは何かという話になるのではないか。
教育総務課長	類似する無料体験会は、今まで否認となっています。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	①ロボット製作無料体験会 否認 以上としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	①を否認とする。
教 育 長	日程5、その他 9件公開 4件非公開 (1) 令和6年度あま市学校運営協議会委員の任命について (報告)J

教 育 次 長	各学校から提出されたものを挙げており、任命いたします。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	前年度と委員が変更されている学校がありますので、コミュニティ スクール、学校運営協議会の主旨の新委員への説明をお願いいたしま す。
教 育 長	例年、第1回の会議は事務局の方から要綱をもとに説明をさせてい ただいています。今年度もその予定です。
委 員	甚目寺小学校のヨシカワ委員の字が文字化けしております。
教 育 次 長	修正いたします。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(2)「あま市社会教育委員の委嘱について (報告)」
生涯学習課長	人事異動がありまして、小中学校校長代表を伊福小学校長 田中裕 美校長、保育園代表を引き続き、山本正子保育士長を委嘱するもので す。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(3)「あま市文化財保護審議会委員の委嘱について (報告)」
生涯学習課長	令和6年3月定例会での審議においては、加藤修治氏に委嘱するこ とを予定しておりました。しかし、氏は「文化財建造物保存技術協会」 に現役で所属をしているところ、当初は委員をお引き受けいただけ ることだったのですが、現役というところで辞退の申し出がござい ました。そのため、代わりに地元出身の渡辺幸人氏を委嘱いたします。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	一旦、議決したものであります。普通はあり得ませんので、きちん と了解を取ってから議案として上程して頂きたいです。

生涯学習課長	申し訳ございません。
委員	代わった方は2期目であり継続の委員でしょうか。
生涯学習課長	ご認識のとおりです。
委員	委員が総入れ替えされるのでは、今までの継続性がどのようになるのかと個人的に思っておりました。一人でも2期目の人がいるのであれば良いかと思えます。委員総入れ替えでは文化財管理に関する考え方がコロッと変わる可能性があります。
教育長	他にご質問はありますか。
委員全員	(質疑なし)
教育長	(4)「あま市スポーツ推進員の委嘱について(報告)
スポーツ課長	令和6年3月定例会において、「あま市スポーツ推進員の委嘱について」をご報告させていただきましたが、その後、新たに1名の方から令和6・7年度あま市スポーツ推進員の選考申請書が提出されました。面接による審査を実施し、規則等に関しましてご理解とご協力の承諾をいただきましたので、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間で委嘱するものでございます。今後、この方を名簿の一番下段に追加しました23名があま市スポーツ推進員となります。
	(以下概略を説明)
教育長	(質疑等を許可)
教育長	1名増えて23名になったということです。
スポーツ課長	名簿の一番下段にあります委員が追加されました。先回の3月定例会では22名でご報告をさせていただいております。
教育長	橋本順子氏が追加ということでしょうか。
スポーツ課長	その通りです。
教育長	他にご質問はありますか。
委員全員	(質疑なし)
教育長	(5)「令和6年3月議会(一般質問)について」
教育部長	令和6年3月議会の一般質問では、教育関係について2人の市議から合計2件の質問を受けました。その概要を報告します。詳細につい

	ては、ウェブサイトでもご確認いただけます。
	I 宮崎環議員から質問を受けました。
	1 あま市立小中学校のあり方に関する基本的方針について
	(1) あま市立小中学校のあり方に関する基本的方針について
	①小中一貫教育を行う学校と義務教育学校の違いは。
	以上の質問に対し、「小中一貫教育とは、小中連携教育のうち、小学校段階と中学校段階の教員が、目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育であります。このうち、現在では大きく2つの形態が制度化され、1つは小中一貫型小中学校、もう1つは義務教育学校とされております。それぞれの特徴としましては、小中一貫型小中学校は、組織上独立した小学校と中学校が一貫した教育を行う形態で、それぞれの学校に校長及び教職員組織があり、教育課程においても小学校6年と中学校3年の区切りがあります。それに対して、義務教育学校は、小学校と中学校が一つとなったもので、校長は1人、教職員組織も1つであり、子どもたちの発達の早期化への対応や、中学校段階への移行に際して、子どもが体験する小・中のギャップの緩和を図る観点から、修業年限9年のうち6-3制だけでなく、4-3-2制や5-4制など、学年段階の区切りを柔軟に設定する取組が広く行われています。このような特徴が小中一貫型小中学校と義務教育学校の大きな違いであります。」と答弁しました。
	②あま市立小中学校のそれぞれの生徒児童数と普通学級と特別支援の数は。特別支援学級には、どのような種別があるか。また、それぞれのクラスの定員は何人かですか。1人でも1クラス必要とい認識でもよろしいか。また、1クラス8人でも教員は1人という認識でよろしいか。
	以上の質問に対し、「令和5年9月1日時点で、七宝小学校、児童353人、普通学級12学級、特別支援学級6学級、宝小学校、児童135人、普通学級6学級、特別支援学級4学級、伊福小学校、児童3

	17人、普通学級12学級、特別支援学級3学級、秋竹小学校、児童
	158人、普通学級6学級、特別支援学級3学級、美和小学校、児童
	323学級、普通学級12学級、特別支援学級5学級、正則小学校、
	児童300人、普通学級12学級、特別支援学級3学級、篠田小学校、
	児童373人、普通学級12学級、特別支援学級5学級、美和東小学
	校、児童282人、普通学級11学級、特別支援学級4学級、甚目寺
	小学校、児童530人、普通学級17学級、特別支援学級5学級、甚
	目寺南小学校、児童776人、普通学級24学級、特別支援学級8学
	級、甚目寺東小学校、児童637人、普通学級19学級、特別支援学
	級5学級、甚目寺西小学校、児童478人、普通学級17学級、特別
	支援学級3学級。続きまして、七宝中学校、生徒400人、普通学級
	12学級、特別支援学級2学級、七宝北中学校、生徒157人、普通
	学級6学級、特別支援学級2学級、美和中学校、生徒698人、普通
	学級20学級、特別支援学級4学級、甚目寺中学校、生徒689人、
	普通学級18学級、特別支援学級5学級、甚目寺南中学校、生徒54
	5人、普通学級16学級、特別支援学級4学級であります。特別支援
	学級の種別は、知的障害、肢体不自由、病弱、視覚障害、聴覚障害、
	言語障害、自閉情緒障害の合計7種に分けられます。また、1クラス
	の定員は、小学校・中学校ともに1人から最大8人となっております。
	それぞれの種別ごとに1人でも1クラスが必要となります。また、1
	クラス1人の場合でも8人の場合でも、教員を1名配置しています
	が、学校によっては、スクールサポーターを加配して対応しておりま
	す。」と答弁しました。
	③七宝北中学校と宝、秋竹小学校の生徒児童数がかなり少数ですが、
	モデル校にする予定は。
	以上の質問に対し、「小中一貫教育のすすめ方やそのあり方につき
	ましては、七宝北中学校と宝小学校、秋竹小学校も含めて、市民の皆
	様のご理解が得られるよう丁寧に説明をしながら、小中学校あり方課
	題別検討委員会で広くご意見をいただきたいと考えております。」と

	<p>答弁しました。</p>
	<p>④施設等の共有化・複合化とありますが、市民プールを造る考えはあるか。</p>
	<p>以上の質問に対し、「学校プールの共有化・複合化につきましては、新たに市民プールを建設する計画はございませんが、例えば、学校プールの学校間での共有や、民間プールの活用というような具体的な方策を実施するにあたって、小中学校あり方課題別検討委員会で広くご意見をいただきたいと考えております。」と答弁しました。</p>
	<p>⑤学校と家庭と地域のあり方の中で専門性の活用を推進、そして中学校部活動の地域移行を推進すると記載があるが、部活動コーチを地域から担うという内容か、それとも民間にお任せするという内容か、どちらか。</p>
	<p>以上の質問に対し、「生徒数の減少や教職員の負担軽減に対応するため、中学校部活動の地域移行を検討してまいります。運営方法など具体的な方策を実施するにあたっては、国や県の動向を注視するとともに、先進自治体の事例を参考にしながら、進めてまいりたいと考えております。」と答弁しました。</p>
	<p>⑥幼保小中の詳細な情報連携とスムーズな移行を支援するとありますが、今までと同じ内容では変わらないと思いますが学校での新たな取組予定はあるか。</p>
	<p>以上の質問に対し、従来行っている就学相談や幼保小連絡協議会などの取組のほかに、現在、一部の学校では、幼稚園、保育園児が小学校に行ったり、小学生が中学校に行くなどの交流事業を実施しております。また、同じ中学校区の小学生と中学生が合同でイベントを実施している学校もあります。幼保小中の連携に係る新たな取組につきましては、学校から希望があれば、ICT機器等の活用を始め、様々な連携活動の支援をしていきたいと考えております。」と答弁しました。</p>
	<p>⑦基本方針対象期間は令和6年から15年までの10年間とあるが対象の学校の絞り込み等はされているか。</p>

	<p>以上の質問に対し、「対象の学校をどこにするのか、内容はどうするか、なども含めて、今後、小中学校あり方課題別検討委員会で広くご意見を頂くとともに、市民の皆様のご理解が得られるよう丁寧に説明をしながら、進めてまいりたいと考えております。」と答弁しました。</p>
	<p>II 近藤みどり議員から質問を受けました。</p>
	<p>2 学校の健康診断について</p>
	<p>(1) 文部科学省から1/22日付で発出された通知について、通知の別紙「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方について」に示された内容から順次伺います。</p>
	<p>①「1. 検査・診察における対応について」</p>
	<p>①-1「具体的な取組例が5点記載されている。取り組み例ごとの本市のこれまでの実施体制。」</p>
	<p>①-2「今後の実施体制や方向性等は。」</p>
	<p>以上の質問に対し、「これまでの検査・診察体制につきましては、令和3年3月26日付け事務連絡「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」を参考とし、各学校の施設設備状況に応じた実施体制で取り組んでまいりました。次に、今回の通知で例示された5つの具体的な取組例ごとの実施体制についてですが、1点目「男女別に検査・診察を行う」、2点目「検査・診察時には、児童生徒等の身体が周囲から見えないよう、囲いやカーテン等により、個別の検査・診察スペースを用意する」、3点目「女子児童生徒等の検査・診察に立ち会う教職員は女性となるよう、教職員の役割分担を調整する」の3つの取組につきましては、全校で対応できております。取組例の4点目「検査・診察会場内では、待機人数を最小限にした上で、他の児童生徒等に結果等が知られたりすることがないように注意する」、及び5点目「着替える場所を用意したり、待機時には体操服やタオル等で身体を隠せるようにしたりするなどの工夫を行う」の2つの</p>

	<p>取組につきましては、児童生徒のプライバシーや心情に配慮した対応はとっているものの、会場スペースや配置人員などの都合上、十分な対応ができていない学校もございます。現時点で、文部科学省通知に示された取組は、概ね実施できていると考えておりますが、一部の学校ではやや不十分な対応となっておりますので、今後につきましても、具体的な取組例を参考とした検査・診察を実施できるよう周知してまいります。」と答弁しました。</p>
	<p>② 「「2. 検査・診察時の服装について」から伺います。」</p>
	<p>② - 1 「本市のこれまでの実施体制は」</p>
	<p>② - 2 「今後の実施体制や方向性等は」</p>
	<p>以上の質問に対し、「検査・診察時の服装につきましては、体操服（一部ポロシャツ）で下着着衣可としており、児童生徒のプライバシーへの配慮を心がけております。また、保健だより等により、児童生徒と保護者へ検査・診察時の服装について周知を行っております。「服装」の事前説明につきましては、すべての学校で実施できておりますが、「視触診」の事前説明につきましては、一部の学校で実施できていないことを把握しております。児童生徒や保護者への視触診に関する事前説明につきましては、全校で実施できるよう周知してまいりたいと考えております。」と答弁しました。</p>
	<p>③ 「「3. その他の配慮について」から伺います。」</p>
	<p>③ - 1 「本市のこれまでの実施体制は。」</p>
	<p>③ - 2 「今後の実施体制や方向性等は。」</p>
	<p>以上の質問に対し、「その他の配慮について、「特に配慮が必要な児童生徒」の対応につきましては、全校で個別に対応しております。また、「健康診断を受けられなかった場合」の対応につきましては、概ね事前の周知はできておりますが、受けられなかった検査項目により、教員引率による他校での受診や、保護者による学校医での受診をお願いしたりするなど、個々に対応方法が異なるため、一部の学校では、事前説明は行わず、個別対応としていることを把握しております。現</p>

	<p>在の対応について、児童生徒や保護者からは特段、ご意見等はいただ いてないため、今後につきましても、現在と同様な対応を継続してま いりたいと考えております。」と答弁しました。</p>
	<p>④ 「「4. 関係者間の連携、児童生徒等や保護者の理解について」から 伺います。」</p>
	<p>④ - 1 「本市のこれまでの実施体制は。」</p>
	<p>④ - 2 「今後の実施体制や方向性等は。」</p>
	<p>④ - 3 (教育長への質問) 「学校医への周知をする場合、市 (市教委) としての考えを示す必要があると思うが、学校健診に対する市の方針 (考え方) をお聞きしたい。</p>
	<p>以上の質問に対し、「全校において、健康診断の必要性や健診方法に 対して理解が得られるよう、保健だより等にて児童生徒や保護者に対 して周知を行っております。また、学校医に対しては、国からの通知 などの趣旨をご理解いただき、児童生徒のプライバシーが守られるよ うに、健診方法などについて、医師会を通じてお願いしております。 今後につきましても、児童生徒及び保護者の理解が得られるよう、引 き続き適切な周知を行うとともに、学校医へも引き続き周知してまい りたいと考えております。」</p>
	<p>「今回の文部科学省通知は、児童生徒のプライバシーや心情に配慮し た健康診断実施のための環境整備の考え方を示したものであり、その ために、学校と学校医との共通認識が十分に図られるよう、また、教 育委員会や地域の医師会などの連携が図られるよう協力を求めるも のであると解釈しております。学校における環境整備につきまして は、引き続き、児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断が 実施できるよう、工夫して学校健康診断に取り組んでいただくことを 全校に求めてまいりたいと思います。また、以前から学校健康診断に おける服装問題がありますが、学校健康診断は、学校生活を送るに当 たって支障があるかどうかの判断をするものであり、今回の通知の中 では、参考として「特に留意が必要な検査項目」について、服装によ</p>

	<p>って診断の範囲や精度に影響があるため触診や視診の必要性がうたわれております。具体的な健診方法について、あらかじめ児童生徒や保護者が理解していただければ、不安や心配が軽減されるとともに、学校医も健康診断をやりやすくなり、その精度も確保されると思えますので、市教育委員会、学校及び学校医が事前打合せを行い、共通認識を持ったうえで、児童生徒や保護者に丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。」と答弁しました。</p>
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(6)「あま市小中学校あり方課題別検討委員会(スクールソーシャルワーク)報告書について(報告)
教育総務課長	1. 委員会概要
	(1) 委員会名称
	あま市小中学校あり方課題別検討委員会(スクールソーシャルワーク)
	(2) 課題
	令和6年度から開始する予定のスクールソーシャルワーク事業において、スクールソーシャルワーカーにどんなことをさせ、どのような方針でどんなことを実施させるのか。
	(3) 基本的方針
	あま市小中学校のあり方に関する基本的方針(令和6年1月19日策定)(3)これからの学校・学校と学校・学校と地域のあり方について
	③特別支援教育における学校のあり方
	(4) 委員会スケジュール
	令和6年3月21日委員会開催、本日の定例会で報告書を提出
	(5) 委員会の内容
	基本的方針にのっとり、小中学校の将来を見据えたあり方に向けて具体的な方策を実施するにあたり、学校関係者及び市民等から広く意見

	を徴取する。
	各委員から多くのご意見をいただきましたので、今年度から開始いたしました、スクールソーシャルワーク事業に生かしてまいりたいと考えております。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(7)「第3次あま市子ども読書活動推進計画について(報告)」
生涯学習課長	昨年度、策定を進めておりました「第3次あま市子ども読書活動推進計画」が完成いたしましたのでポスティングで配布をさせていただきました。今後、5年間の計画となります。なお、本計画の表紙、挿絵は美和高等学校の生徒に描いていただきました。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質問等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(8)「あま市文化財保存活用地域計画(案)について(報告)」
生涯学習課長	地域計画ですが、平成31年に文化財保護法が改正され、それまでは保護に重点が置かれておりましたが、法改正を契機に活用という側面も強く打ち出されました。資料を含めた文化財や歴史文化遺産等をまちづくりや地域振興に活用できるような計画を策定することが国から求められておりました。これを受けて、本市では令和4年から3か年をかけて策定してまいりました。今年度が最終年度となります。
	構成としましては、序章から第10章までとなっております。序章、第1章では、あま市についての基本的情報、第2章、第3章では、あま市の文化財概要等を記載、第4章では、現在教育委員会で持っている刊行物や資料をもとに現状把握を記載、第5章から第7章までが、保存活用に関する目標、課題、方針や措置を記載、第8章では、文化財保存活用区域を記載、第9章では、文化財の防災・防犯を記載、第10章では、保存活用の推進体制、資料編として約600件の文化財

	をリスト化してもものを掲載する予定です。
	今後の予定としましては、令和6年5月10日から6月8日までの1か月間、資料をもとにパブリックコメントにかけまして、ご意見をいただく予定をしております。
	その後、文化庁にて令和6年12月開催されます国の文化審議会認定のために令和6年9月を目途に国へ申請いたします。なお、認定を受けた際、年明け2月頃に策定周知のためのシンポジウムや講演会を開催する予定をしております。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	3ページ序章で、人口減少について国勢調査を参照しているが、総計画では人口は令和3年4月1日現在の数字を参照しており異なります。
	21ページ「名古屋市に隣接する人口86,000人のまち」と記載されているが、恐らく令和3年では、87,000人ほどいるのではないのでしょうか。
生涯学習課長	確認いたします。出来るだけ最新の数値を持ってきたつもりではありましたが。
委 員	冊子の中で統一されていると良いのではないかと思います。
生涯学習課長	もう一度精査いたします。
委 員	14ページ「②地震表中、明治24年震度7」と記載があるが、他の箇所を見ると濃尾震災と明記されております。
生涯学習課長	こちらは、パブリックコメントで修正をさせていただきます。 天正13年が「天正大地震」、明治24年が「濃尾震災」、昭和19年「東南海地震」で表記を統一させるよう指示をしております。
委 員	17ページ中段「約4割減少しています。」と記載があるが、面積を見れば4割減かもしれないが、表をみても分かりにくいと感じます。表の作成方法を変更した方が良いと思います。
生涯学習課長	ご指摘ありがとうございます。検討いたします。

教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(9)「令和6年度食物アレルギー対応に伴う給食費の減額について (報告)」
学 校 教 育 課 長	小学校給食における減額単価につきましては、ご飯61円、パン6 2円、麺65円、牛乳66円でございます。
	中学校給食における減額単価につきましては、ご飯73円、パン7 1円、麺76円、牛乳66円でございます。
	パンについて、上昇していないように見えますが、昨年度までコロ ナウイルス感染症の影響で個包装していましたが、コスト削減のため 個包装を中止したので、見た目上、コストが上昇していない形になり ます。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	昨年の減額はそれぞれいくらでしょうか。
学 校 教 育 課 長	昨年度の小学校減額単価ですが、ご飯57円、パン62円、麺61 円、牛乳61円となっております。
	中学校減額単価については、ご飯68円、パン72円、麺76円、 牛乳61円となっております。パンについては、上がっておりません が、先ほどご説明したとおり個包装中止に伴うコスト削減のためであ ります。
委 員	減額単価が上昇するという事は、給食費自体上昇しているののでし ょうか。
学 校 教 育 課 長	給食費自体は上がってはおりません。これは、主食に係る配送業者 の納入価格という形になります。
委 員	何が理由で上昇していますか。
学 校 教 育 課 長	物価高騰によるものです。
委 員	物価高騰は分かります。減額とはどういうことでしょうか。
学 校 教 育 課 長	減額というのは、アレルギー対応で提供をやめた場合に、給食費か

	ら減額する話しです。物自体の価格は物価上昇によってそれぞれ上がっております。
	実際のところ、給食費自体、現状は価格を見直ししないといけない状況にあります。
委員	給食費を上げたばかりなので上げられないでしょう。
	給食に係る経費がトータルで上昇したのでしょうか。それとも給食提供数が大きく増減したのでしょうか。
学校教育課長	給食提供数は変わっておりません。
委員	減額分だけ単価が上がるのはどういうことでしょうか。
学校教育課長	これらの食材は、金額調整ができないものであり、納入業者が納めてくる金額になります。それ以外の副食のコストダウンで調整を図っております。
委員	副食の材料費を減らしているということですか。
学校教育課長	その通りです。ただ、副食が見劣りしないように栄養教諭が努力しているところです。
委員	減額分を上げず、前年と同金額ではいけないのでしょうか。
学校教育課長	この減額対象金額は市で決定している訳ではなく、共同調達している物品で先方が金額を決めております。
委員	先方とはどこでしょうか。
学校教育課長	納入業者になります。
	委員がおっしゃるのは、各単価が上昇したとしても、減額単価については据え置きでもいいのではないかとということでしょうか。
委員	その通りです。
学校教育課長	そういう考え方もあるかと思えます。
教育長	学校給食会が言ってきているということでしょうか。
委員	学校給食会は牛乳については言うかもしれないが、他は言わないと思います。
学校教育課長	ご飯、パン、麺は共同調達で「いくらで納めます。」という先方が金額を決めてきて、買っている金額をそのまま減額をしているため、減

	額単価が毎年変動をしております。減額単価は、そのまま実際に払っている単価となります。
委員	野菜等これ以外の物に影響が出ているということですか。
学校教育課長	その通りです。
教育部長	ただ、そうなってはいけないがために、昨年度に30円値上げをしております。
委員	一応、そうしました。だけど、今足りないとも説明がありました。減額単価が他市とも統一的であるならと思いましたが。そもそも減額しなくてもいいのではないですか。
委員	毎年、金額が上昇している。影響は大きいのではないか。
学校教育課長	その通りです。
委員	食材費が変わらないのなら、前年どおりではいけないのでしょうか。昨年も確か統一的な単価が示されていると説明があったような気がします。
学校教育課長	提供しない児童生徒に対して、いくら減額するかというところで、提供していない児童生徒からも少しだけ金額を徴取する形になった際に、ご理解が得られるかというところかと思えます。
委員	1食約290円で調理するわけですが。アレルギー食の児童生徒は、除去するだけでなく他のものに変更するのではないですか。
学校教育課長	減額するのは除去食だけで、提示した食材のみになります。
委員	1食290円なら290円全額を減額すればいいのではないのでしょうか。
学校教育課長	全く食べないわけではありません。
委員	給食を食べるけれども、そこから食べられない分を除くということでしょうか。
学校教育課長	そういうことになります。
委員	主食の金額は毎年変わるということでしょうか。
学校教育課長	そういうことになります。結果、副菜にかけられるお金が少なくなるところは、デザート等で調整しています。

委員	献立を考えるのは各市町のため、何にいくらというのは各市町で違うのか。給食費は上げないのに、毎年、除去する場合の単価が上昇している。
学校教育課長	全国的に減額する自治体ばかりではないと聞いておりますが、あま市の場合は、アレルギー対応に伴う減額を実施しています。
委員	県の学校給食会の方から、除去食の場合は「減額しなさい」という通知が来ているのでしょうか。
学校教育課長	そうではありません。各納入業者の指定単価で減額しております。ご飯、パン、麺、牛乳それぞれ別業者になります。
委員	納入業者から単価分減額しなさいと通知が来るのでしょうか。
学校教育課長	通知ではなく、実際の一人当たりの単価として金額が表中のものになります。
委員	1食当たりの給食費は各市町で違いますか。
学校教育課長	違うと思われます。
委員	各市町で異なっているものだから、各市町の判断で変更できるものではないということでしょうか。
	直接、あま市が納入している業者から言ってくるということでしょうか。
学校教育課長	その通りです。これは、あま市が調理しているものではありません。共同調達部分なので、全員が単価×人数のものを仕入れて児童生徒が食べています。食べていない児童生徒については、単価部分だけ減額するということで、減額するにあたっての指示を受けているわけではなく、購入の際、この単価で購入しなさいと言われているのみです。購入の時に、単価×食数で購入しているから単価の分だけ食べていない児童生徒は減額するものです。食べてない児童生徒の減額をいくらにするのかは、食べていないそのままの単価ではなくて、減額幅を少なくしてもいいのかもしれませんが、食べていない児童生徒からすると、食べていない分なぜ支払うのかということになるので、実際の単価を減額しております。

委員	除去する分が毎年上がっているということは、その分他の部分に影響が出ている。他の部分を減額して対応せざるを得ないということでしょうか。
学校教育課長	そういうことであります。
委員	業者がこの金額というからその分を減額するということ。
学校教育課長	厳密に言うと、算出根拠としましては、愛知県学校給食会から提出された試食の単価表から給食に使う予定がある物を抽出して平均した単価であります。
委員	県の単価を使ってとなると、県内全て同じ単価なのでしょうか。
学校教育課長	そうではなく、あま市が給食に使う予定のある回数等を平均して算出した単価を減額しているのが正確です。
教育長	他にご質問はありますか。
委員全員	(質疑なし)
教育長	他はよろしいか。では公開部分を終了する。
	議案第28号及びその他非公開案件に関しては秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とする。
	(傍聴人0人)
	【次回予定】
	・令和6年5月16日(木)午後2時00分 定例会
	(あま市役所 2階 会議室)
	【閉会時刻：午後3時05分】

この教育委員会定例会会議録の概要は、事実と相違ないことを証するために

ここに署名する

令和6年5月16日

教育長 伊藤克仁

教育長
職務代理者 溝口正己

委員 小笠原英司

委員 野野奈津子

委員 吉川孝子

委員 近藤真司

事務局 鎌倉崇志

会議録作成 野口清司